

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）7条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が平成29年11月6日付けで請求人に対してした、法7条に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分について、違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人の母親の平成28年度の所得が、前年度より急激に増えたのは、請求人の母親が所有しているマンション前の道路拡幅計画のため、マンション共有部の一部の土地を東京都に譲渡したことによる。東京都への協力が、同じく東京都から支給される手当の停止につながるのとは納得できない。

また、請求人は、請求人の母親に扶養されているわけではなく、住民票の世帯も分けており、生活費も自分で負担している。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年5月11日	諮問
平成30年6月27日	審議（第22回第3部会）
平成30年7月25日	審議（第23回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法5条1項によれば、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならないとされている。
- (2) 法7条によれば、父又は母に対する手当は、その父又は母の民法877条1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその父又は母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しないとされ、法10条によれば、法7条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は政令で定めるとされている。

そして、法施行令2条2項によれば、法7条に規定する政令

で定める額は、法 7 条に規定する扶養親族等がないときは、6,287,000 円とし、法施行令 5 条 1 項は、法 7 条に規定する所得の額は、その所得が生じた年の 4 月 1 日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法 3 2 条 1 項に規定する総所得金額等から 8 万円を控除した額とするとされている。

- (3) 法 3 8 条 1 項によれば、手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うことができるとされ、法施行令 1 3 条によれば、法 3 8 条 1 項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う事務として、「法 3 5 条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務」等を挙げている。

そして、法施行規則 4 条によれば、手当の受給者は毎年 8 月 1 2 日から 9 月 1 1 日までの間に、都道府県知事に特別児童扶養手当所得状況届を提出しなければならないとされており、東京都においては、扶養親族等に異動（離婚、転出入等）があった場合は、区市町村において戸籍、住民票及び課税証明等で確認の上、手当の受給資格者に特別児童扶養手当所得状況変更届を提出させる取扱いとしている（東京都心身障害者福祉センター「特別児童扶養手当支給事務の手引」IV・3・1）参照）。

- (4) また、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和 4 8 年 1 0 月 3 1 日付児企第 4 8 号。厚生省児童家庭局企画課長通知）によれば、法 7 条に規定する「生計を同じくするもの」の審査について、扶養義務者については、受給資格者が母である場合には、その母と生計を同じくしている扶養義務者であり、この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係によって確認することとされている（同通知第二・2 及び第一・2・(3)・イ）。

2 これを本件についてみると、処分庁は、〇〇区長による審査を経た所得状況変更届等に基づき、平成28年12月から請求人の母親を扶養義務者と認定した上で、手当の受給資格者が請求人であることから、扶養義務者である請求人の母親に係る平成28年中の所得額7,633,681円から法施行令5条1項に規定する額80,000円を控除した額が7,553,681円であることを確認し、当該所得が法施行令2条2項に規定する扶養親族等がない場合の所得制限限度額6,287,000円以上であったため、本件処分を行ったことが認められる。また、処分庁が、請求人の母親の所得額や扶養親族等の有無等を誤って本件処分を行ったとする事実を認めることもできないことから、本件処分に違法又は不当な点はないものといわざるを得ない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人の母親が東京都の道路拡幅計画のために土地を譲渡したことにより、請求人の母親に係る平成28年中の所得額が増え、その結果として本件処分が行われたとしても、上記2のとおり、本件処分が法令等の定めに基づいて適正に行われている以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

また、前述1・(4)に照らすと、請求人及び請求人の母親が、住民票上、それぞれが世帯主となり世帯を分けていたとしても、処分庁が、住所が同一である両者に同居関係があるものとして、請求人を受給資格者とする手当につき、請求人の母親を扶養義務者と認定したことを誤りということとはできず、このことを前提としてなした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成